社会福祉法人京都福祉サービス協会　「男女の賃金の差異」の情報公表

２０２２（令和４）年度における「男女の賃金の差異」は以下のとおりです。

	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する 女性の賃金の割合）	（参考）労働者に占める 女性労働者の割合
全ての労働者	５７．２％	８３．４％
正職員	８６．９％	６２．０％
非正規職員	９８．９％	９２．２％

＜付記事項＞

（１）対象期間

２０２２（令和４）年４月１日から２０２３（令和５）年３月３１日まで

（２）非正規職員

嘱託職員、準職員、地域限定職員、契約職員、ホームヘルパー（契約ヘルパー、パートヘルパー、生活支援サポーター）を含み、派遣職員を除く

（３）賃金

基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金を除く

（４）差異についての補足説明等

・労働者における男女間の賃金差が生じている主要因は、女性の非正規職員の割合が高いこと（全労働者の６５．５％）、管理職における女性労働者の割合が低いこと（３８．７％）等が挙げられます。なお、非正規職員の大半が、ホームヘルパーの女性労働者となっています。（全労働者の４６．９％）

・男女間の賃金差を縮減できるよう、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に掲げた内容（管理職に占める女性労働者の割合を高める、女性労働者の平均継続勤務年数の引き上げ）を実践していくとともに、非正規職員の正職員登用を推進します。

・また、男性労働者が積極的に育児や介護を行えるよう、男性労働者の育児介護休業や短時間勤務の活用を推進します。